

国民年金のお知らせ

妊婦さん必見!! 産前産後の免除制度

平成31年4月から新たな年金制度として「産前産後の保険料免除制度」が始まりました。

産前産後の保険料免除制度とは？

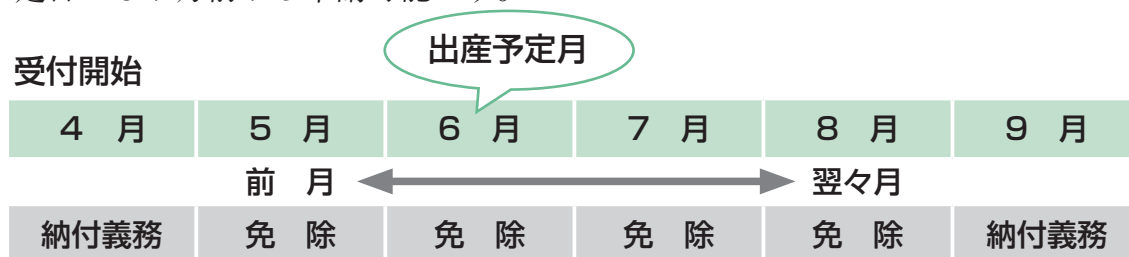
- ・国民年金に加入している人で出産予定の方が対象の制度です。
- ・出産月（予定月）の前月から産後4か月間保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は、出産月（予定月）の3か月前から出産予定月翌々月の6か月間保険料が免除されます

いつから申請できるの？

出産予定日の6か月前から申請可能です。

〈例〉 受付開始



申請に必要なものは？

- ・産前は、母子手帳の写しや医師の診断書が必要です。
- ・産後は、特に必要なものはありません。

ただし!! 住民基本台帳システムで確認できた場合に限りです

そのため生まれた子と母親が世帯を分けている場合は、親子関係のわかる書類が必要となります（例：出生証明書や母子手帳）

＝手続きをするナリット＝

① 一般的な保険料免除との違い

通常は、保険料を支払わなければ納付したことにはなりませんが、この制度を利用した場合は保険料を納付したものと加算されます。

② 一般的な免除期間中にこの制度を利用したら？

その場合は産前産後免除が優先されます。

産前産後の免除期間終了後も一般的な免除期間内であれば、再度申請する必要はありません。

保険料を事前に納めていたらどうなるの？

もし保険料が未納の期間があればその期間に充当されます。

未納期間がなければ保険料は還付（返金）されます。

お問い合わせ先：町民課 年金係 ☎47-4681

函館年金事務所 ☎0138-31-9086（案内2-2）